

桑名市職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市規則第46号

桑名市職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年桑名市条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。
(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。
(大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超えるものに在学してその課程を履修する場合とする。
(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請に対して、その内容等を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。
(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第5条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。
(自己啓発等休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める特別の事情は、自己啓発等休業の期間の延長の申請時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該自己啓発等休業の期間の再度の延長をしなければ、当該自己啓発等休業の目的を効果的に達成することができないこととなったこととする。
(報告)

第7条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況等報告書により行うものとする。
2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(職務復帰)

第8条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る人事異動通知書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 職員の自己啓発等休業の承認を取り消す場合

(職務復帰後における号給の調整目)

第10条 条例第10条の規則で定める日は、桑名市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年桑名市規則第36号）第13条第1項に規定する昇給日とする。

(退職手当の取扱い)

第11条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 任命権者が自己啓発等休業の期間中における当該職員の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして認めていること。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまで

の期間中に退職したものではないこと。ただし、桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号。以下この号において「退職手当条例」という。）第5条第2項に規定する通勤による傷病（以下この条において「通勤による傷病」という。）により退職した場合又は退職手当条例第6条第1項第4号に規定する公務上の傷病（以下この条において「公務上の傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合は、この限りでない。

- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は公務上の傷病により同項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）
 - (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
 - (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
 - (5) 自己啓発等休業をした期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める期間
（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(桑名市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)
- 2 桑名市職員の育児休業等に関する規則（平成16年桑名市規則第30号）の一部を次のように改正する。
第9条第2号中「又は第7号」を「、第7号又は第8号」に改め、同条第3号中「第5条第2項第4号ア及びイ」を「第5条第2項第5号ア及びイ」に改める。
(桑名市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)
- 3 桑名市職員の通勤手当に関する規則（平成16年桑名市規則第38号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項第3号、第15条第2項第2号及び第16条第2項中「育児休業をし」の次に、「、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。
(桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 4 桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年桑名市規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
(7) 自己啓発等休業職員（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）

第5条第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「第16条第2項第5号」を「第16条第2項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第12条第1号中「第5条第2項第4号ア」を「第5条第2項第5号ア」に改め、同条第2号中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改める。

第16条第2項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「第5条第2項第4号ア」を「第5条第2項第5号ア」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間